平成２２年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町大字新津1524番地８
債務者　高橋賀都子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
福岡県京都郡みやこ町犀川山鹿109番地
債務者　黒松大次郎
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
新潟県新発田市中曽根町２丁目７番24号
債務者　坂上　米子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２９２号
石川県白山市専福寺町394―３、住民票上の住所福井市下荒井町第13号101番地　雇用促進住宅２棟101、従前の住所福井市清水山町56―68―６
債務者　塚本　正美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８８号
名古屋市緑区鳴子町３丁目12番地の１　ユニーブル鳴子Ⅱ―205号
債務者　青木重建こと　青木　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８９号
名古屋市緑区鳴子町３丁目12番地の１　ユニーブル鳴子Ⅱ―205号
債務者　青木　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１７号
名古屋市緑区浦里３丁目325番地　ソル・レヴェンテ201号
債務者　田中　和行
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１１号
名古屋市中村区若宮町３丁目50番地　福田ビル503号
債務者　天野　麻澄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県多可郡多可町中区安坂38番地１
債務者　杉浦　克廣
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県多可郡多可町中区安坂38番地１
債務者　杉浦　博子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県加東市喜田２―６―６　ノースヴィレッジ102、住民票上の住所三重県松阪市久保町1049番地４
債務者　奥村　直之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１１４号
福岡市博多区美野島２丁目９番12号
債務者　野々垣　茂
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８１号
福岡市東区名島５丁目24番２―103号
債務者　古川　　翔
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９１号
福岡市南区弥永４丁目４番24号
債務者　古川　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０６号
福岡市博多区諸岡５丁目３番６―502号
債務者　廣渡　靖英
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３１号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　西村　絵未（旧姓石川・井上）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４８号
福岡市城南区田島３丁目13番４号
債務者　小川久美子（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部